令和３年度6次産業化体制整備支援補助金実施要領

事業者配布用

　生産者等のさらなる６次産業化の取組を推進するため、本町の特産品である農産物を原料とした果実酒又はリキュールの醸造量増加を図ることを目的に、醸造用施設を整備するものに対して、その購入する機械・設備等に要する費用の一部を補助するために実施する。

○補助要件

　別表を参照のこと。

○補助対象品目

　別表を参照のこと。

○補助率等

補助対象経費の１／２以内とする。

※最大１００万円を上限とする。

　　※補助金額に１，０００円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

○募集期間

　１０月末日を締切日とする。

〇その他

・予算の範囲内のため要望額に満たない場合があります。

・事業の着手は、交付決定後、又は交付決定前着手届を提出した以降とし、これより前に購入、発注したものは補助の対象となりません。

・必要に応じて関係書類の提出や現地調査等を行う場合があります。

・虚偽の申請や補助金を他の用途に使用した場合等は、町長は補助金の交付を取消し、返還を命ずることができます。

・補助事業により取得した財産は、町長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはなりません。ただし、内閣総理大臣が定める補助財産の処分制限期間を経過した場合はこの限りではありません。

〇問い合わせ

〒０４６－８５４６　北海道余市郡余市町朝日町２６番地

　　余市町経済部農林水産課産業連携推進係

　　電話：０１３５－２１－２１２３　　FAX：０１３５－２１－２１４４

　　E-mail：sanren@town.yoichi.hokkaido.jp